

調停条項

- 1 申立人は、相手方に対し、本件の損害賠償請求に係る和解金として、778万1144円（元金773万8740円及びこれに対する平成25年7月23日から同年8月31日までの年5分の割合による利息金4万2404円の合計金額）の支払義務があることを認める。
- 2 申立人は、相手方に対し、前項の金員（778万1144円）を、平成25年10月31日限り、相手方に持参又は送金して支払う。
ただし、支払に伴う費用については、申立人の負担とする。
- 3 申立人と相手方は、申立人と相手方との間で、本件に関し、本調停条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 4 調停費用は、各自の負担とする。

以 上